

2016年7月11日 全12頁

# 法律・制度 Monthly Review 2016.6

## 法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員  
小林 章子

### [要約]

- 6月の法律・制度に関する主な出来事と、6月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 6月は、消費税率10%への引き上げの延期が表明されたこと(1日)、「日本再興戦略2016」が閣議決定されたこと(2日)、英国のEU離脱を問う国民投票で離脱派が勝利したこと(23~24日)などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

### 《 目 次 》

○6月の法律・制度レポート一覧	2
○6月の法律・制度に関する主な出来事	2
○7月以後の法律・制度の施行スケジュール	5
○今月のトピック	
個人型確定拠出年金の加入対象者の拡大	6
○レポート要約集	10
○6月の新聞・雑誌記事・TV等	12
○6月のウェブ掲載コンテンツ	12

## ◇6月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
8日	FinTech、仮想通貨などを巡る 銀行法等改正法、成立 ～5%ルール、グループ経営管理、 仮想通貨交換業者など～	横山 淳	金融制度	8
10日	株主リストの添付が、登記時に必要に ～2016年10月、改正商業登記規則の施行～	堀内 勇世	会社法	7
13日	個人型確定拠出年金の加入対象者の拡大 ～確定拠出年金法改正 公務員、専業主婦・主夫も対象に～	鳥毛 拓馬	金融制度	8
21日	法律・制度 Monthly Review 2016.5 ～法律・制度の新しい動き～	小林 章子	その他法律	9
24日	2016年4、5月に成立した主な法律など ～「銀行法関係」「会社法関係」「民法関係」 などの視点から～	堀内 勇世	その他法律	9
27日	英国 EU 離脱決定後の離脱プロセス ～EU 条約第 50 条による離脱プロセス～	吉井 一洋	金融制度	3

## ◇6月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇第190回通常国会が閉会。</li> <li>◇安倍首相、消費税率10%への引き上げ及び軽減税率制度の導入をいずれも延期し、平成31年10月からとする旨を表明。</li> <li>◇民法の一部改正法が成立（公布・施行は7日）。女性の再婚禁止期間を100日に短縮し、禁止期間の適用除外を改正。</li> </ul>
2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇「日本再興戦略2016」が閣議決定。新たに講ずべき具体的施策として、「コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上」「FinTechの動きへの制度的な対応」「IFRSの任意適用企業の拡大促進」「NISA及びジュニアNISAの更なる普及と制度の発展」「上場株式等にかかる相続税の取扱い」の改善の検討、及び「フィデューシャリー・デューティーの徹底」等を挙げる。</li> <li>◇企業会計基準委員会（ASBJ）、実務対応報告公開草案第47号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」、企業会計基準公開草案第58号「退職給付に関する会計基準（案）」等を公表（コメント期限は8月2日まで）。リスク分担型企業年金の導入に伴い、必要な会計処理等を明らかにするもの。</li> </ul>
3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇金融庁、「主要行等向けの総合的な監督指針」等を一部改正。コーポレートガバナンス・コードの適用開始を踏まえ、コードに則った取組みをしているかどうかとの着眼点を追加する等の改正等を行うもの。</li> <li>◇「国家戦略特別区域法」の一部改正法が公布。特定事業に係る所得について20%相当額の所得控除の特例等を定める。</li> </ul>
6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇金融安定理事会（FSB）、報告書「システム上重要な保険会社向けの効果的な破綻処理の戦略及び計画の策定に関するガイダンス」を公表。</li> </ul>
8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇金融庁「決済高度化官民推進会議」、第1回会合を開催。座長は森下哲朗・上智</li> </ul>

8日	<p>大学法科大学院教授。</p> <p>◇日本証券業協会（日証協）、「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」及び「債券等の現先取引に関する基本契約書」の一部改正案を公表（意見提出期限は6月21日まで）。国債取引の決済期間の短縮（T+1）化等のための整備を行うもの。</p>
10日	<p>◇日証協、高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドラインの一部改正案を公表（意見提出期限は7月8日まで）。高齢顧客が自発的に取引を行う場合の取扱いを明確化。</p> <p>◇日証協、「顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部改正案を公表（意見提出期限は6月30日まで）。</p> <p>◇日本公認会計士協会（JICPA）、公開草案「業種別委員会実務指針『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務に関する実務指針』」を公表（意見提出期限は7月11日まで）。</p> <p>◇IFRS 財団評議員会、体制及び有効性レビューのフィードバック・ステートメントと定款の修正案を公表（コメント期限は9月15日まで）。IASBメンバーの選任数を現行の16名から13名に削減する等の内容。</p> <p>◇東京証券取引所、「2016年3月期決算会社の定時株主総会の開催日集計結果について」を公表。最集中日は6月29日（水）で、集計対象会社2,355社中759社（全体の32.2%）が開催。集中率は前年比で9.1ポイント減少。</p>
13日	<p>◇日本銀行、「第1回 FinTech フォーラム」の開催（8月23日）を公表。</p>
14日	<p>◇「金融商品取引業等に関する内閣府令」の一部改正府令が公布（施行は原則として平成29年2月27日から）。法人顧客を相手方とする店頭FX取引について、必要証拠金率以上の証拠金を求める内容。</p>
15日	<p>◇日証協、NISA口座開設・利用状況調査結果を公表（全証券会社対象）。勘定設定口座数約604万口座、累計購入額約4兆8,807億円（平成28年3月31日時点）。</p> <p>◇日証協、NISA及びジュニアNISAの口座開設・利用状況調査結果を公表（主要10社のみ対象）。ジュニアNISAは総口座数48,621口座、総買付額約39億円（平成28年5月31日時点）。</p>
16日	<p>◇JICPA、公開草案「非営利法人委員会実務指針第34号『公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人における監査上の取扱い』の改正」を公表（意見提出期限は7月15日まで）。</p> <p>◇米国財務会計基準審議会（FASB）、金融商品の減損に関する最終基準を公表（適用は2019年12月15日後開始事業年度から）。</p> <p>◇パーゼル銀行監督委員会、報告書「整合性評価プログラム（RCAP）におけるG-SIB枠組みの評価及びD-SIB枠組みの調査」を公表。</p> <p>◇保険監督者国際機構（IAIS）、「G-SIIs 選定手法の見直し」及び「保険商品特性から生じるシステミックリスク」の最終文書を公表。</p>
17日	<p>◇東京証券取引所、東証上場会社における独立社外取締役の選任状況を公表。独立社外取締役を選任する上場会社（市場第一部）の比率は96.2%（2名以上選任する会社は77.9%）。</p> <p>◇ASBJ、実務対応報告第32号「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」を公表。</p> <p>◇金融広報中央委員会、「金融リテラシー調査」（2016年）を公表。全国の18～79歳の個人25,000人を対象としたインターネットモニター調査。</p> <p>◇EU理事会（Council of the EU）で欧州の金融商品市場指令（MiFID）の改訂版（MiFID II・MiFIR）の適用の1年延期（2017年1月3日から2018年1月3日へ）が成立。</p> <p>◇米国証券取引委員会（SEC）、米私設取引システム IEX を公式な取引所として承認す</p>

17日	る旨を公表。IEX は超高速取引（HFT）の取引速度を意図的に遅らせる仕組みを採用したとして知られる。
20日	◇国際会計基準審議会（IASB）、IFRS 第2号「株式に基づく報酬」に対する修正を公表（適用は2018年1月1日後開始事業年度から）。
21日	◇法制審議会の民法（相続関係）部会、第13回会議を開催し中間試案を取りまとめ。
22日	◇金融庁、「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正案を公表（意見提出期限は7月21日まで）。店頭デリバティブ取引等に係る外国法準拠の契約の管理態勢（いわゆる「ステイ」規制等）についての監督上の着眼点等を明確化するもの。 ◇FSB、市中協議文書「資産運用業の活動からの構造的な脆弱性に対応する政策提言案」を公表（コメント期限は9月21日まで）。
23日	◇FASB、特定の持分についてVIE連結モデルの変更を提案（コメント期限は7月25日まで）。 ◇日証協、「英国における個人の中長期的・自助努力による資産形成のための投資優遇税制等の実態調査」を公表。英国ISAの恒久化の経緯、利用状況、市場関係者からの評価、制度拡充等について調査したもの。 ◇英国、EU離脱・残留を問う国民投票を実施。離脱派が勝利（24日）。
24日	◇金融庁、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案を公表（意見提出期限は7月25日まで）。リストラクテッド・ストックを第三者割当の定義から除外し、有価証券届出書に「第三者割当の場合の特記事項」の記載を不要とする等の改正。 ◇金融庁、「個人向け国債の勧誘・販売に関するQ&A」を公表。 ◇金融庁、「経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関するフィールドテストの実施について」を公表。全保険会社を対象にアンケート調査を行い、平成29年3月を目処に結果概要を公表予定。 ◇金融庁、「金融分野における個人番号に係る留意点（当局への提出書類関連）について」を公表。事業者が金融庁・財務局等に提出する書類には個人番号が記載されていないものを求めるとしている。 ◇内閣府の税制調査会、委員及び特別委員の任命を公表。 ◇JICPA、「品質管理レビューの概要（平成27年度）」を公表。
25日	◇国際決済銀行（BIS）、「英国のEUにかかる国民投票の影響に関する声明」を公表。
27日	◇欧州委員会の会計規制委員会（ARC）、IFRS 第9号「金融商品」の採用を議決。
28日	◇国税庁、所得税基本通達及び租税特別措置法通達「租税特別措置法に係る所得税の取扱い《源泉所得税関係》について」等の一部改正を公表。平成28年度改正対応。 ◇IASB、IFRS 第3号「企業結合」及びIFRS 第11号「共同支配の取決め」の修正を提案（コメント期限は10月31日まで）。 ◇公開会社会計監督委員会（PCAOB）、監査責任者の開示等に関するガイダンスを公表。 ◇SEC、投資顧問会社に対して事業継続及び移行計画の採用を求める新規則を提案。
29日	◇経済協力開発機構（OECD）、BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトで新たに求められるようになった国別報告書の提出に関して、追加ガイダンスを公表。
30日	◇日証協等、「資産運用等に関するワーキング・グループ報告書」及び「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ最終報告書」を公表。 ◇「金融商品取引業等に関する内閣府令」の一部改正府令が公布・施行。投資型クラウドファンディングに係るクレジットカード決済及び投資一任契約における契約締結時交付書面の交付省略を認める等の内容。 ◇中小企業等経営強化法の施行期日が7月1日に決定。 ◇OECD、京都にてBEPSプロジェクトに関する会議を開催し、非加盟国を含め80以上の国・地域が参加。同プロジェクトの参加国・地域数は82になり、今後21の国・地域が新たに参加する見込み。

## ◇7月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2016年 (H28)	7月1日	◇国民年金の納付猶予制度の対象者が、現行の30歳未満の者から50歳未満の者に拡大。
	9月1日	◇非清算店頭デリバティブ取引の証拠金規制について、段階的実施が開始。変動証拠金は2017年3月1日、当初証拠金は2020年9月1日にかけてそれぞれ段階的に実施される。
	10月1日	◇短時間労働者の厚生年金・健康保険の加入要件が緩和。 ◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。 ◇「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の一部改正法が施行。 ◇消費者の財産的被害の回復裁判手続（いわゆる日本版クラスアクション）制度が開始。 ◇「商業登記規則」等の一部改正省令が施行。
	12月31日	◇同日時点の財産債務調書から、マイナンバーを記入。
2017年 (H29)	1月1日	◇所得税の給与所得控除の上限が230万円から220万円に縮小。 ◇非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度が開始。 ◇個人型の確定拠出年金について、公務員・専業主婦（主夫）・企業年金加入者等の加入が可能となる。
	1月	◇国の機関について、個人番号（マイナンバー）を利用した情報連携を開始（予定）。 ◇マイナンバーに関する情報提供システム「マイナポータル」利用開始（予定）。
	2月27日	◇「金融商品取引業等に関する内閣府令」の一部改正府令が施行。法人顧客を相手方とする店頭FX取引について、必要証拠金率以上の証拠金が必要となる。
	3月15日	◇マイナンバーを記載した所得税の確定申告書の初の提出期限。
	4月1日	◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の60%→55%）。 ◇公的年金の受給資格期間が25年から10年に短縮。 ◇年金生活者支援給付金の支給開始。
	6月3日	◇「消費者契約法」の一部改正法が施行。
	7月	◇地方自治体について、マイナンバーを利用した情報連携を開始（予定）。
	10月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。 ◇厚生年金の保険料率が18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。
2018年 (H30)	1月?	◇任意での預貯金へのマイナンバーの紐づけ開始。
	1月1日	◇個人型及び企業型の確定拠出年金について、掛金の拠出限度額が月単位から年単位に変更。
	4月1日	◇（2018年4月1日後開始事業年度より）法人税率が23.4%から23.2%に引き下げ。 ◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の55%→50%）。 ◇欠損金の繰越期間の延長（9年→10年）。
	9月30日	◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。
	10月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,200万円に引き下げ。 ◇上場株式の売買単位の100株単位への移行期限。
	12月31日	◇既存の証券口座等に係るマイナンバーの告知の経過措置が終了。
2019年 (H31)	10月?	◇消費税率が8%から10%へ引き上げ（予定）。 ◇消費税の軽減税率制度（8%）の導入（予定）。

※原則として、6月30日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、3月末決算法人の例を記載。今回新規に追加・変更したものは太字で記載。

## ◇今月のトピック

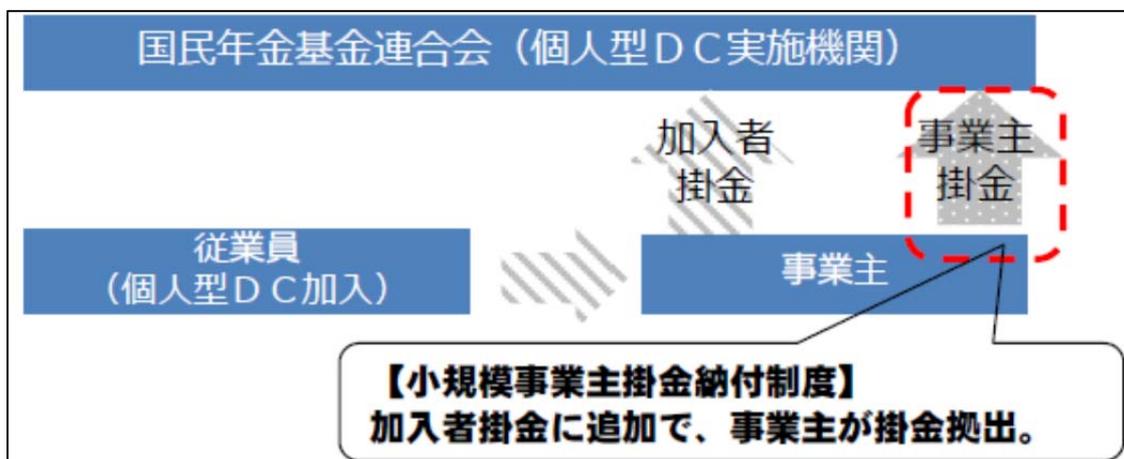
## 個人型確定拠出年金の加入対象者の拡大

～確定拠出年金法改正 公務員、専業主婦・主夫も対象に～

2016年6月13日 鳥毛 拓馬

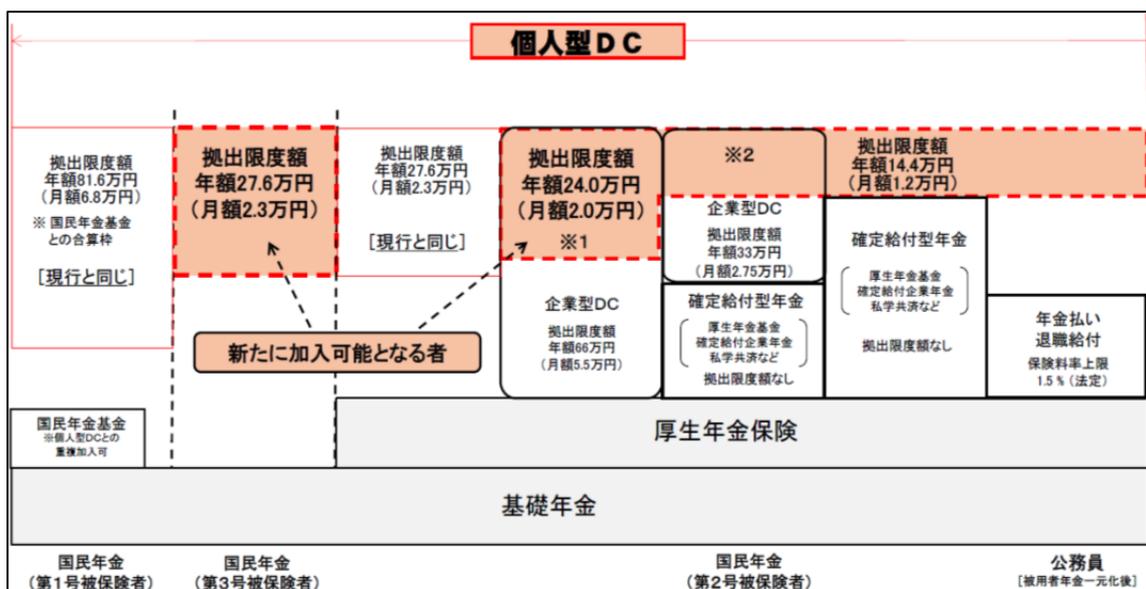
[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20160613\\_010975.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20160613_010975.html)

図表1 個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度



(出所) 厚生労働省「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案（概要）」

図表2 個人型DCの加入対象者と拠出限度額



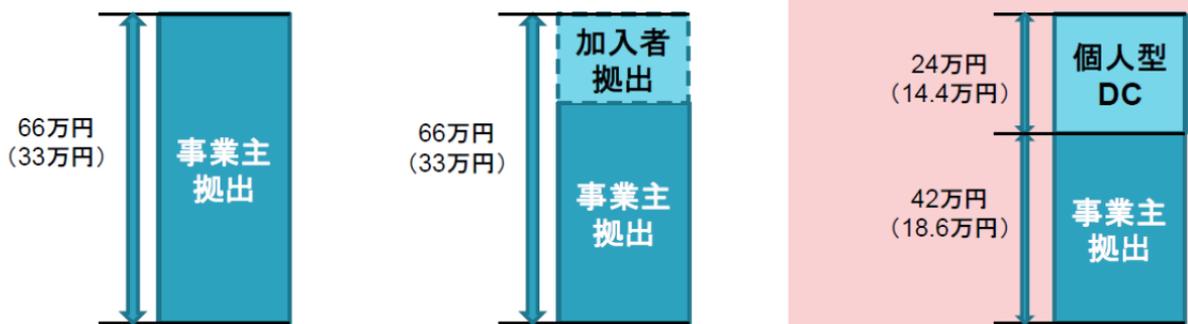
※1 企業型DCのみを実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額42万円(月額3.5万円)とすることを規約で定めた場合に限り、個人型DCへの加入を認める。

※2 企業型DCと確定給付型年金を実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額18.6万円(月額1.55万円)とすることを規約で定めた場合に限り、個人型DCへの加入を認める。

(出所) 厚生労働省「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案（概要）」

図表3 企業型 DC 実施企業における個人型 DC の導入

- ①事業主拠出のみ  
 <現行>  
 年額 66 万円(33 万円)以内で全額事業主が拠出
- ②事業主拠出+マッチング拠出  
 <現行>  
 年額 66 万円(33 万円)以内で事業主及び加入者が拠出  
 ※加入者は事業主拠出の範囲内でのみ拠出が可能。
- ③事業主拠出+個人型 DC  
 <新規>  
 年額 42 万円(18.6 万円)以内で事業主拠出が可能  
 従業員は年額 24 万円(14.4 万円)以内で個人型 DC に拠出可能



※ カッコ内の数字は、企業型 DC に加えて DC 以外の企業年金 (DB 等) を実施している場合の拠出限度額。  
 (出所) 第 15 回社会保障審議会企業年金部会「平成 27 年度税制改正大綱 (企業年金関連部分) に関する参考資料」

図表4 ポータビリティ拡充の全体像 (ハイライト部分が改正部分 ○: 移換可 ×: 移換不可)

移換前 に加入 していた 制度	移換先の制度				
	DB	企業型 DC	個人型 DC	中小企業 退職金共済	
DB	○	○(※1)	○(※1)	×→○(※3)	
企業型 DC	×→○	○	○	×→○(※3)	
個人型 DC	×→○	○		×	
中小企業 退職金共済	○(※2) →○(※2+※3)	×→○(※3)	×	○	

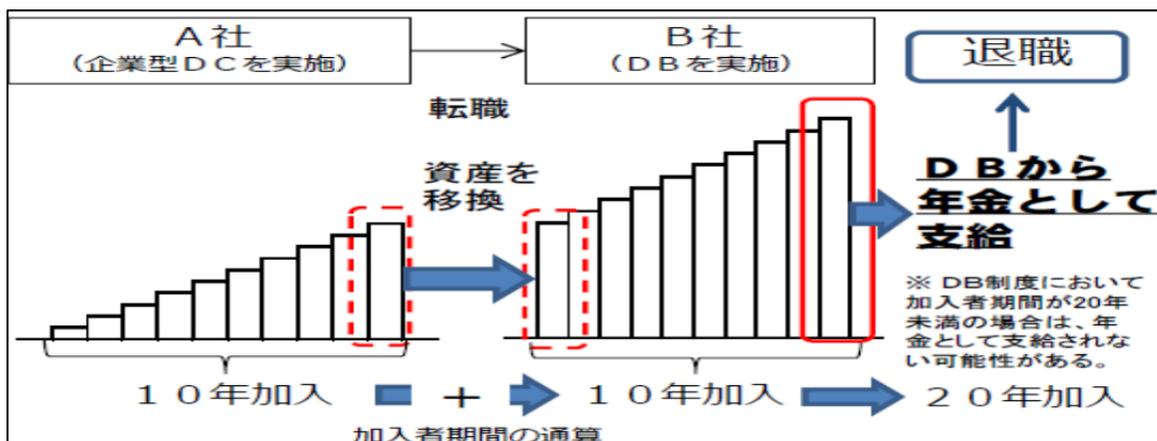
(※1) DB から企業型・個人型 DC には、本人からの申出により、脱退一時金相当額を移換可能。

(※2) 中小企業退職金共済に加入している企業が、中小企業でなくなった場合に、資産の移換を認めている。

(※3) 合併等の場合に限って措置。

(出所) 厚生労働省「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案 (概要)」

図表5 ポータビリティ拡充による利点



(出所) 厚生労働省「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案 (概要)」

図表6 改正法で規定されたあらかじめ定められた運用方法 (デフォルト商品による運用方法)

- ① 運管等は、企業型年金規約で定めるところにより、対象運用方法のうちから一の運用の方法 (以下、指定運用方法)を選定し、加入者に提示する。
- ② 運用の方法の選定は、長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るものとして省令の基準に適合するものでなければならない。
- ③ 運管等が、指定運用方法を選定し、提示した場合は、省令により、指定運用方法に関する利益の見込み及び損失の可能性等に係る情報を加入者に提供しなければならない。
- ④ 運管等が、指定運用方法を選定し提示した場合で、加入者から特定期間<sup>1</sup>を経過しても運用の指図を受けないときは、指定運用方法に加入者の未指図個人別管理資産<sup>2</sup>の全額を充てる運用の指図を行ったものとみなす旨を加入者に通知しなければならない。
- ⑤ ④の通知を受けた加入者が猶予期間を経過しても運用の指図を行わないときは、運管等は、加入者が指定運用方法を選択し、かつ指定運用方法に加入者の未指図個人別管理資産の全額を充てる運用の指図を行ったものとみなされる。

(出所) 法令を基に大和総研作成

<sup>1</sup> 加入資格を取得した後、最初に掛金の納付が行われた日から起算して3ヶ月以上で、企業型年金規約で定める期間。

<sup>2</sup> 個人別管理資産のうち、特定期間を経過した日から2週間以上で、企業型年金規約で定める期間 (猶予期間) を経過してもなお運用の指図が行われていないもの。

図表 7 その他の改正事項

改正事項	内容	施行日
○運営委託機関の委託に係る事業主の努力義務	○事業主は、確定拠出年金運営管理機関に運営管理業務の全部又は一部を委託した場合は、少なくとも五年ごとに、運営管理業務の実施に関する評価を行い、運営管理業務の委託について検討を加え、必要があると認めるときは、確定拠出年金運営管理機関の変更等の措置を講ずるよう努めなければならない。	公布日(2016年6月3日)から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日
○企業年金連合会への投資教育の委託	○企業年金連合会は、事業主からの委託を受け、企業型年金加入者等による運用の指図に資するために行う資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置に係る業務を行うことができる。	2016年7月1日
○国民年金基金連合会への広報業務の追加	○国民年金基金連合会は、確定拠出年金制度及び国民年金基金制度についての啓発活動及び広報活動を行うことができる。	2017年1月1日
○国民年金基金制度の運営改善	○国民年金基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、代議員の三分の二以上の議決を経て、合併又は分割を行うことができる。	2017年1月1日

(出所) 改正法を基に大和総研作成

図表 8 施行期日

施行期日	項目(数字は本稿でのタイトル番号)
2017年1月1日	4. 個人型DCの加入可能範囲の拡大
2018年1月1日	3. DCの掛金の月単位から年単位への変更
公布日(2016年6月3日)から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日	2. 簡易型DC・個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度の創設 5. 年金資産の持ち運び(ポータビリティ)の拡充 6. DCの運用改善 (1) 継続投資教育の努力義務化 (2) 多様な商品の提示のための促進措置 (3) 運用商品提供数の抑制 (4) あらかじめ定められた運用方法(デフォルト商品による運用方法)

(出所) 改正法を基に大和総研作成

## ◇レポート要約集

### 【8日】

#### FinTech、仮想通貨などを巡る 銀行法等改正法、成立 ～5%ルール、グループ経営管理、仮想通貨交換業者など～

2016年5月25日、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」が可決、成立した。公布は6月3日である。

同法には、金融審議会のワーキング・グループなどでの議論を踏まえて、①金融グループの経営管理における銀行持株会社等が果たすべき機能の明確化、②金融グループ内の共通・重複業務の集約等の容易化、③金融関連 IT 企業への出資の柔軟化、④プリペイドカード利用についての苦情処理体制の整備、⑤仮想通貨への対応（仮想通貨の売買などを業として行う仮想通貨交換業者に対する登録制・規制等の導入）などが盛り込まれている。

公布日（2016年6月3日）から起算して1年以内の政令指定日から施行される。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160608\\_010961.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160608_010961.html)

### 【10日】

#### 株主リストの添付が、登記時に必要に ～2016年10月、改正商業登記規則の施行～

商業登記規則が改正され、2016年（平成28年）10月1日から施行される。

改正後の商業登記規則の下では、株主総会の決議等を経て登記をする場合、新たに株主リストを添付することが求められる。

例えば、登記すべき事項につき株主総会決議を要する場合には、申請書に、議決権割合が高い方から10位（もしくは3分の2）までの株主についての株主リストを添付することが義務付けられる。

なお、有価証券報告書等や「同族会社等の判定に関する明細書」と、この株主リストとはその記載内容が異なるので、株主リストの代替としてそのまま用いることは困難だと考えられている。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/commercial/20160610\\_010973.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/commercial/20160610_010973.html)

### 【13日】

#### 個人型確定拠出年金の加入対象者の拡大 ～確定拠出年金法改正 公務員、専業主婦・主夫も対象に～

2016年5月24日、確定拠出年金法や確定給付企業年金法などを改正する「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」が衆議院本会議で可決・成立した。

今般の改正により、個人型確定拠出年金の加入者の範囲の見直し、小規模事業所の事業主による個人型DCへの掛金の納付制度の創設などの措置が講じられた。個人型DCの加入者の範囲の見直しにより、第3号被保険者、企業年金加入者、公務員等共済加入者が個人型DCに加入することが可能となり、20歳以上60歳未満のほぼすべての国民が、DCに加入できることになる。

施行時期は改正項目により異なるが、2017年1月より、個人型DCの加入対象者に、第3号被保険者、企業年金加入者、公務員等共済加入者が加わることとなる。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20160613\\_010975.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20160613_010975.html)

**【21日】****法律・制度 Monthly Review 2016.5****～法律・制度の新しい動き～**

5月の法律・制度に関する主な出来事と、5月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

5月は、金融庁が「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」の第1回会合を開催したこと（16日）、確定拠出年金法等の一部改正法が成立したこと（24日）、FinTechや仮想通貨等に関する銀行法等の一部改正法が成立したこと（25日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20160621\\_010999.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20160621_010999.html)

**【24日】****2016年4、5月に成立した主な法律など****～「銀行法関係」「会社法関係」「民法関係」などの視点から～**

2016年（平成28年）の通常国会（第190回）が、6月1日に会期を終了した。

この国会で4、5月に成立した主な法律を中心に、成立日、施行日、概略、関連レポートなどを簡単にまとめた。

具体的には、1) FinTech、仮想通貨などに対応するための銀行法等の改正、2) 消費者契約法の強化、3) 合意制度（いわゆる日本版司法取引制度）の導入等を内容とする刑事訴訟法の改正などを取り上げた。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20160624\\_011013.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20160624_011013.html)

**【27日】****英国 EU 離脱決定後の離脱プロセス****～EU条約第50条による離脱プロセス～**

2016年6月24日、英国の国民投票で、英国のEU離脱の方針が決められた。

本稿では、EU基本条約第50条や英国政府の解説に基づき、今後の離脱プロセスについて説明する。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20160627\\_011018.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20160627_011018.html)

## ◇6月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
週刊東洋経済 (6月11日号)	「企業分析が困難に？ 決算短信の大幅簡素化」にコメント	吉井 一洋
Financial Adviser (7月号)	シンクタンク研究員による 読み解き！最新制度 Vol.16 決算短信など企業の情報開示の見直し	鳥毛 拓馬

## ◇6月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
6月21日 掲載	コラム：「争続」ではなく、「相続」の法が変わるかも？ <a href="http://www.dir.co.jp/library/column/20160621_010986.html">http://www.dir.co.jp/library/column/20160621_010986.html</a>	堀内 勇世